

重要

平成30年1月10日

保護者様

精華高等学校
事務長 森脇 雅郎

届出事項等の確認について(お願い)

平素は本校教育にご協力いただきありがとうございます。
さて、年度末に近づき年度末精算や新年度への移行準備等をはじめの時期になってまいりました。
つきましては、保護者の皆様方にはお忙しいとは存じますが、本校へ届出済みの下記項目について変更等がないかご確認いただき、変更がある場合は早急に事務室までご連絡の上、所定の届出をしていただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ① 住所・電話番号の変更や保護者(親権者)の変更
- ② 生徒納付金・口座振替金融機関の統合等による、銀行名及び支店名、口座番号や預金口座名義の変更
※変更があった場合、年度末に精算返金させていただく諸費用等を口座振込で返金することが出来なくなります。
- ③ 就学支援金(国)・支援補助金(府)へ申請後の平成29年度市民税所得割額の変更
※所得に関する証明書について、本校に提出後、市民税所得割額に変更があった場合や親権者に変更があった場合は、至急事務室までご連絡下さい。連絡が遅くなった場合で、受給額に変更があった場合、受給額を返還していただくかなくてはならない場合があります。

高等学校等就学支援金制度申請 留意事項

- ア 所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」を記載すること。
- イ 「親権者」を誤って記載されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、不正利得として受給額が徴収される。
- ウ 偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処される。

以上

精華高等学校 事務室
電話 072-234-3391